

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」に係る意見募集について

令和7年11月9日  
出入国在留管理庁

台湾の居住者に係るワーキング・ホリデー制度については、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（平成2年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」という。）において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条第1項第2号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを定めているところ、今般、台湾側との交渉を踏まえ、ワーキング・ホリデー制度を一部見直し、当該活動に関する規定を一部改正する措置を検討しました。

つきましては、本件について、下記の要領により広く御意見を募集いたします。

#### 意見募集要領

##### 1 意見募集対象

特定活動告示の改正案

##### 2 意見募集期間

令和7年11月9日（日）～令和7年12月8日（月）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

##### 3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

###### （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（2）又は（3）のいずれかの方法により提出願います。

（2）電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan74★moj.go.jp

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 送信の際には「★」を「@」（半角）に変更してください。

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（特定活動告示の改正案）」（全て全角）としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（特定活動告示の改正案）」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

○ 提出していただく御意見は日本語に限ります。

○ 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

○ 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

5 その他

○ 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

○ 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。

○ 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。